

令和 8 年 9 月 1 日提出

今治市議会定例会（第 4 回）議案

今治市議会定例会（第４回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案65	令和８年度 今治市一般会計補正予算（第２号）	別 冊
議案66	今治市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について	5
議案67	今治市奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定について	17
議案68	今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	21
議案69	今治市公共施設ＬＥＤ化推進事業（簡易型ＥＳＣＯ事業）に係る契約の 締結について	27
議案70	今治市消防指令システム等構築業務委託契約の締結について	31
議案71	財産の取得について（業務システム用機器）	33
議案72	財産の取得について（小型動力ポンプ）	37
議案73	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更につ いて	41
議案74	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	45
議案75	公有水面埋立てについて（大西地区造船振興土地造成）	49
議案76	令和７年度 今治市水道事業決算の認定について	53
議案77	令和７年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	55
議案78	令和７年度 今治市簡易水道事業決算の認定について	57
議案79	令和７年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	59
議案80	令和７年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て	61

議案81	令和7年度 今治市下水道事業決算の認定について	63
議案82	令和7年度 今治市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	65
報告9	専決処分について	67
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	69
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	71
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	73
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	75
	・ 損害賠償額の決定について	77
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	87
	・ 今治市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例制定につい	89
	て	
	・ 今治市青少年センター条例の一部を改正する条例制定について	93
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	97
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	99
報告10	公営企業資金不足比率について	101

今治市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

定年前早期退職者に対する退職手当の加算率及び当該加算の要件となる勤続期間を変更しようとするもの。

今治市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

今治市職員退職手当支給条例（平成17年今治市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削る。

第5条の3中「第4条第1項第4号及び」を削り、「20年以上」を「25年以上」に改め、「第4条第1項、」を削り、同条の表中「第4条第1項及び」を削り、「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」を「100分の2」に改める。

第6条の3の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」を「100分の2」に改める。

附則第15項中「第4条第1項第4号並びに」及び「第4条第1項及び」を削る。

附則第16項中「第4条第1項第4号並びに」及び「、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあって、100分の2）」とあるのは「100分の3」と」を削る。

附則第17項中「第4条第1項第4号及び」を削る。

附則第18項中「第4条第1項及び」を削り、「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」を「100分の2」に、「100分の3を」を「100分の2を」に改める。

附則第19項中「第4条第1項及び」を削り、「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」を「100分の2」に改める。

附 則

この条例は、令和9年3月31日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用する。

今治市職員退職手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧						
(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 4 条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) ~ (3) 略 _____ _____ _____ 2 ・ 3 略 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第 5 条の 3 _____ 第 5 条第 1 項 (第 1 号及び第 5 号を除く。) に規定する者のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であって、その勤続期間が<u>25 年以上</u>であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する _____ 第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 4 条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) ~ (3) 略 (4) <u>第 8 条の 2 第11項に規定する認定(同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。) を受けて同条第16項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者</u> 2 ・ 3 略 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第 5 条の 3 <u>第 4 条第 1 項第 4 号及び</u>第 5 条第 1 項 (第 1 号及び第 5 号を除く。) に規定する者のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であって、その勤続期間が<u>20 年以上</u>であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する <u>第 4 条第 1 項、</u>第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。						
<table><tr><td>読み替え</td><td>読み替えら</td><td>読み替える字句</td></tr></table>	読み替え	読み替えら	読み替える字句	<table><tr><td>読み替え</td><td>読み替えら</td><td>読み替える字句</td></tr></table>	読み替え	読み替えら	読み替える字句
読み替え	読み替えら	読み替える字句					
読み替え	読み替えら	読み替える字句					

る規定	れる字句		る規定	れる字句	
第 5 条 第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100分の 2	第 4 条 第 1 項 及び 第 5 条 第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100分の 3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100分の 2) を乗じて得た額の合計額
第 5 条 の 2 第 1 項 第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100分の 2	第 5 条 の 2 第 1 項 第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100分の 3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100分の 2) を乗じて得た額の合計額

		を乗 じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号	退職日給料 月額に、	退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の 日において定められて いるその者に係る定年 と退職の日におけるそ の者の年齢との差に相 当する年数 1 年につき 100分の 2 を乗じて得た額の合 計額に、
略		

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 6 条～第 6 条の 2 略

第 6 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対す
る前 2 条の規定の適用については、次の表の
左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読
み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
第 6 条	略	
	退職日給料 月額	退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の

		ては、100分の 2) を乗 じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号	退職日給料 月額に、	退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の 日において定められて いるその者に係る定年 と退職の日におけるそ の者の年齢との差に相 当する年数 1 年につき 100分の 3 (退職の日に おいて定められている その者に係る定年と退 職の日におけるその者 の年齢との差に相当す る年数が 1 年である職 員にあっては、100分の 2) を乗じて得た額の合 計額に、
略		

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 6 条～第 6 条の 2 略

第 6 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対す
る前 2 条の規定の適用については、次の表の
左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読
み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
第 6 条	略	
	退職日給料 月額	退職日給料月額及び退 職日給料月額に退職の

		日において定められて いるその者に係る定年 と退職の日におけるそ の者の年齢との差に相 当する年数 1 年につき 100分の 2			日において定められて いるその者に係る定年 と退職の日におけるそ の者の年齢との差に相 当する年数 1 年につき 100分の 3 (退職の日に おいて定められている その者に係る定年と退 職の日におけるその者 の年齢との差に相当す る年数が 1 年である職 員にあっては、100分の 2) を乗じて得た額の合 計額
		_____ を乗じて得た額の合 計額			_____ を乗じて得た額の合 計額
略			略		
略			略		
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 に退職の日において定 められているその者に 係る定年と退職の日に おけるその者の年齢と の差に相当する年数 1 年につき 100分の 2	第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 に退職の日において定 められているその者に 係る定年と退職の日に おけるその者の年齢と の差に相当する年数 1 年につき 100分の 3 (退 職の日において定めら れているその者に係る 定年と退職の日におけ るその者の年齢との差 に相当する年数が 1 年 である職員にあっては、 100分の 2) を乗じて得
		_____ を乗じて得			_____ を乗じて得

		た額の合計額			た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 に退職の日において定め られているその者に係 る定年と退職の日にお けるその者の年齢との 差に相当する年数 1 年につき100分の 2 を乗じて得 た額の合計額	第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 に退職の日において定め られているその者に係 る定年と退職の日にお けるその者の年齢との 差に相当する年数 1 年につき100分の 3（退 職の日において定めら れているその者に係る 定年と退職の日におけ るその者の年齢との差 に相当する年数が 1 年 である職員にあっては、 100分の 2 ）を乗じて得 た額の合計額
略			略		
	及び退職日 給料月額	並びに退職日給料月額 及び退職日給料月額に 退職の日において定め られているその者に係 る定年と退職の日にお けるその者の年齢との 差に相当する年数 1 年 につき100分の 2 		及び退職日 給料月額	並びに退職日給料月額 及び退職日給料月額に 退職の日において定め られているその者に係 る定年と退職の日にお けるその者の年齢との 差に相当する年数 1 年 につき100分の 3（退職 の日において定められ ているその者に係る定 年と退職の日における その者の年齢との差に 相当する年数が 1 年で

[illegible]

17 当分の間、 第5条

16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつて、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

17 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条

第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表_____第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2 _____」とあるのは、「附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

19 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表_____第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「<u>100分の 2</u>_____」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 20 略	19 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表<u>第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「<u>100分の 3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100分の 2)</u>」</u>とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 20 略
---	---

今治市奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

奨学金の貸付金額を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

今治市奨学金貸付条例（平成17年今治市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

第3条第1項第2号中「30,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、施行の日の前日までに、この条例による改正前の今治市奨学金貸付条例の規定により貸付けの決定をされた奨学金については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市奨学金貸付条例改正条項新旧対照表

新	旧
(奨学生の資格) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校(<u>中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。</u>)、高等専門学校、大学又は専修学校(専門課程)に在学する者 (3)～(5) 略 (貸付額等) 第3条 奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額以内とする。 (1) 略 (2) 大学又は専修学校(専門課程)の奨学生 月額<u>50,000円</u> 2・3 略	(奨学生の資格) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に該当する者でなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校_____、高等専門学校、大学又は専修学校(専門課程)に在学する者 (3)～(5) 略 (貸付額等) 第3条 奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額以内とする。 (1) 略 (2) 大学又は専修学校(専門課程)の奨学生 月額<u>30,000円</u> 2・3 略

今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。
- 2 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市印鑑条例の一部を改正する条例

今治市印鑑条例（平成17年今治市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「次条第1項において」を「以下」に改め、「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。））」を加え、同条第3項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

第17条第1項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市印鑑条例改正条項新旧対照表

新	旧
(印鑑登録証明書の交付) 第16条 略 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下 _____ 同じ。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) 第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。) 又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号) 第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)</u>を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、<u>印鑑登録証又は個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書を返還する。</u> (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第17条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード、特定在留カード若しくは特</u>	(印鑑登録証明書の交付) 第16条 略 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>次条第1項において同じ。)</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証又は個人番号カード _____ _____を返還する。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第17条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード(</u>

定特別永住者証明書(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 略

電子署名
等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 略

今治市公共施設ＬＥＤ化推進事業（簡易型ＥＳＣＯ事業）に係る契約の締結について

今治市公共施設ＬＥＤ化推進事業（簡易型ＥＳＣＯ事業）のため、次の契約を締結する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 今治市公共施設ＬＥＤ化推進事業（簡易型ＥＳＣＯ事業） |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約金額 | 166,122,110円 |
| 4 契約の相手方 | 代表企業
香川県高松市朝日町二丁目2番22号
東芝エレベータ株式会社 四国支店
支店長 久宗 勝彦 |

「参 考」

1 業務概要

照明器具設置業務 一式

照明器具撤去業務 一式

2 業務対象施設

施設名称	対象器具数
今治城、今治市吉海郷土文化センター、今治市村上海賊ミュージアム	558台
養護老人ホーム清流園、今治市玉川福祉センター	661台
今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）	113台
本町児童館、朝倉児童館、樋口児童館、菊間児童館、亀岡児童館、伯方児童館、放課後児童クラブ（鳥生小学校児童クラブ、上朝児童育成施設）	510台
鳥生保育所、常盤保育所、城東保育所、富田保育所、樋口保育所、きくま保育所、おおしま認定こども園、伯方認定こども園	876台
今治市消防本部（今治市中央消防署）今治市中央消防署東分署、今治市西消防署、今治市西消防署波方分署、今治市西消防署菊間分署、今治市北消防署、今治市北消防署大島分署	877台
今治市波方公民館	620台

3 評価結果

	代表企業 東芝エレベータ株式会社 四国支店 構成員 四国通建株式会社 構成員 東芝ライテック株式会社 中四国支店四国営業所
評価点	478 / 600点
提案金額	176,000,000円

区 分	金 額
事業費限度額	176,826,100円

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

4 随意契約（公募型プロポーザル方式）参加業者

業 者 名	評 価 点
代表企業 東芝エレベータ株式会社 四国支店 構成員 四国通建株式会社 構成員 東芝ライテック株式会社 中四国支店四国営業所	478 / 600点

5 契約期間

契約発効の日から令和10年2月15日まで

6 仮契約締結年月日

令和8年8月14日

今治市消防指令システム等構築業務委託契約の締結について

今治市消防指令システム等構築業務施行のため、次の業務委託契約を締結する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 今治市消防指令システム等構築業務 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約金額 | 1,824,713,000円 |
| 4 契約の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘 |

「参 考」

1 業務概要

消防指令システム・消防救急デジタル無線・消防OAシステム更新構築業務 一式

2 評価結果

	四国通建株式会社
評価点	4,176/5,600点
提案金額	1,824,900,000円

区 分	金 額
事業費限度額	1,825,788,525円

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 随意契約（公募型プロポーザル方式）参加業者

業 者 名	評 価 点
四国通建株式会社	4,176/5,600点

4 契約期間

契約発効の日から令和10年3月31日まで

5 仮契約締結年月日

令和8年8月7日

財産の取得について（業務システム用機器）

次のとおり業務システム用機器を購入する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 品名及び数量 | 業務システム用機器一式（別紙内訳書のとおり） |
| 2 | 購入の目的 | 業務システム用機器の更新を行うもの |
| 3 | 購入方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 購入金額 | 769,230,000円 |
| 5 | 購入の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘 |

「別 紙」

業務システム用機器内訳書

区 分	品 名	数 量
業務システム用コンピュータ機器	HCI仮想化物理ホスト#1	1 台
	HCI仮想化物理ホスト#2	1 台
	HCI仮想化物理ホスト#3	1 台
	HCI仮想化物理ホスト#4	1 台
	HCI仮想化物理ホスト#5	1 台
	HCI用スイッチ	2 台
	基幹系DCサーバ#1	1 台
	業務系DCサーバ#1	1 台
	情報系DCサーバ#1	1 台
	バックアップサーバ#1	1 台
	バックアップサーバ#2	1 台
	ディスプレイ/キーボードユニット	2 台
	サーバスイッチ	2 台
	管理用スイッチ	1 台
	無停電電源装置	7 台

「参 考」

業務システム用機器入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	769,230,000 円
アカマツ株式会社 今治営業所	877,690,000

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（小型動力ポンプ）

次のとおり小型動力ポンプを購入する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 品名、規格及び数量 | 小型動力ポンプ（水冷式B-2、資機材含む。） 6台 |
| 2 購入の目的 | 朝倉方面隊、大西方面隊、菊間方面隊、宮窪方面隊、伯方方面隊
及び上浦方面隊に配備の小型動力ポンプの更新 |
| 3 購入方法 | 指名競争入札 |
| 4 購入金額 | 22,195,800円 |
| 5 購入の相手方 | 松山市南高井町1146番地1
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会
取締役 二神 智 |

「参 考」

小型動力ポンプ入札結果

業 者 名	入 札 金 額
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会	22,195,800 円
株式会社岩本商会	23,034,000
小川ポンプ工業株式会社 愛媛支社	23,760,000
株式会社ヤマダ	入札無効
株式会社新日本ライフテック	辞退

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、同機構規約を別紙のとおり変更する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等に係る事務を加えようとするもの。
- 2 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更に伴い、同機構規約の一部を変更しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成18年2月3日愛媛県指令17市第1371号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「並びに森林環境税」を「、森林環境税」に改め、「されている森林環境税」の次に「並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

「参 考」

愛媛地方税滞納整理機構規約改正条項新旧対照表

新	旧
(機構の共同処理する事務) 第 3 条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税、<u>森林環境税</u> 及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第 3 号) 第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている<u>森林環境税並びに国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料</u>に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務	(機構の共同処理する事務) 第 3 条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税<u>並びに森林環境税</u>及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第 3 号) 第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税 _____ _____ に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市の人口変動に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員定数を変更しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日愛媛県指令18市第1283号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「26人」を「25人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

「参 考」

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約改正条項新旧対照表

新	旧
(広域連合の議会の組織) 第 7 条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>25人</u>とする。 2 略	(広域連合の議会の組織) 第 7 条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>26人</u>とする。 2 略

公有水面埋立てについて（大西地区造船振興土地造成）

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、愛媛県知事から次の公有水面埋立てについて意見を求められたので、異議ない旨の意見を述べることにつき、同条第4項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 出願人

今治市

2 埋立区域

（1）位 置 今治市大西町新町甲945番1の地先公有水面

（2）面 積 3,332.45平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

（1）位 置 今治市大西町新町甲945番1の地内及び地先公有水面

（2）面 積 75,842.19平方メートル

4 埋立地の用途

製造業用地

5 工事期間

36月

「参 照」

公 有 水 面 埋 立 法 （抜すい）

（書面等の縦覧及び意見の聴取）

- 第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルト
トモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3
週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラ
ルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 4 市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

「参考」

公有水面埋立箇所図

凡 例

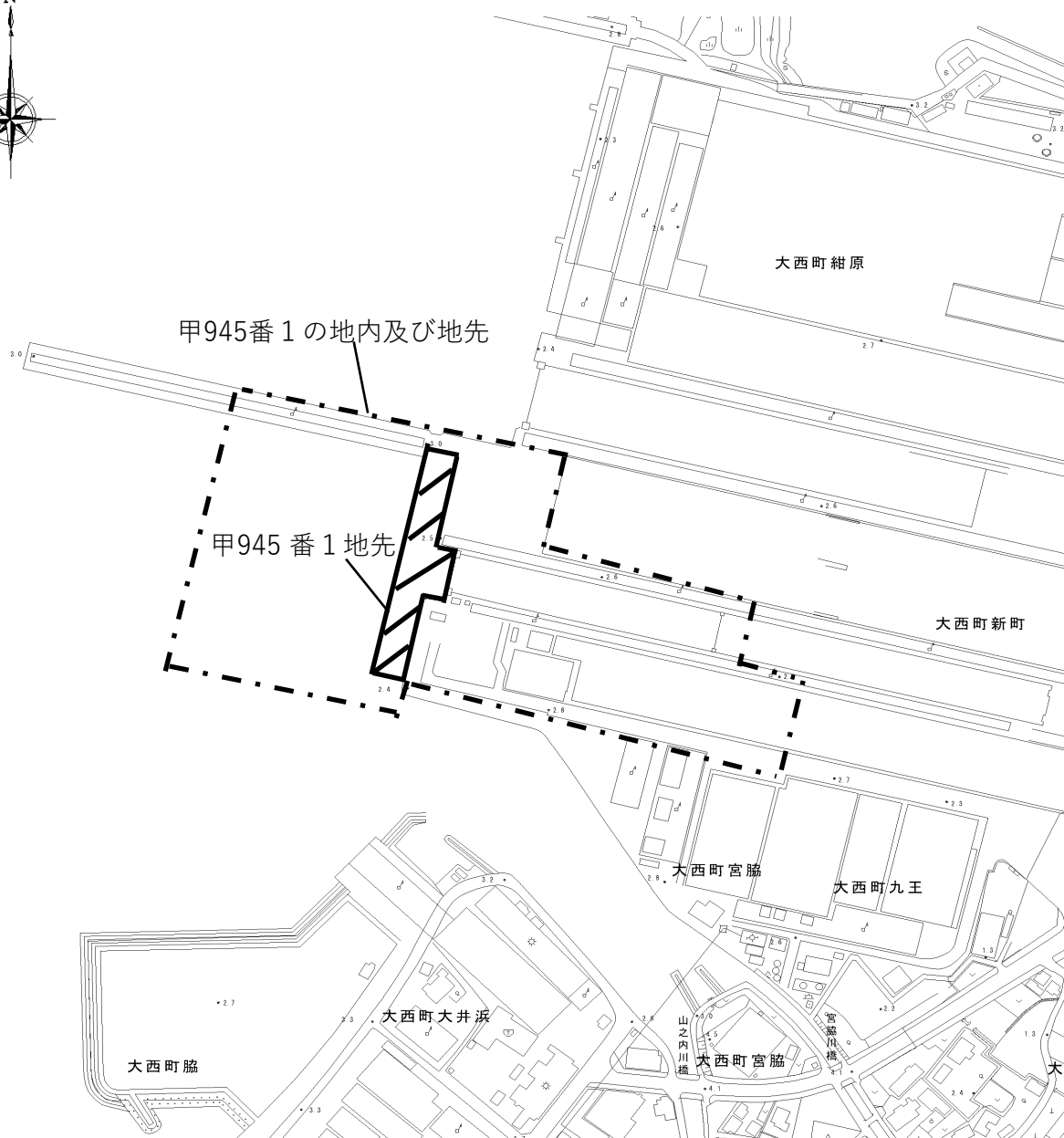


埋立区域



埋立てに関する工事の施行区域

縮 尺 1:5,000



令和7年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和7年度 今治市水道事業決算書
 - 水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和7年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和7年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	636,296,114
議会の議決による処分額	436,296,114
建設改良積立金への積立	177,922,992
自己資本金への組入	258,373,122
処分後残高	（繰越利益剰余金） 200,000,000

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和7年度 今治市簡易水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度 今治市簡易水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和7年度 今治市簡易水道事業決算書
 - 簡易水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和7年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和7年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和7年度 今治市工業用水道事業決算書
 - 工業用水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和7年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和7年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	203,728,212
議会の議決による処分額	137,015,185
建設改良積立金への積立	137,015,185
処分後残高	（繰越利益剰余金） 66,713,027

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和7年度 今治市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度 今治市下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和7年度 今治市下水道事業決算書
 - 下水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和7年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和7年度 今治市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度 今治市下水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当年度末残高	56,806,682
議会の議決による処分額	18,749,580
減債積立金への積立	0
自己資本金への組入	18,749,580
処分後残高	（繰越利益剰余金） 38,057,102

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市青少年センター条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月5日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和8年2月23日午前8時50分頃、本市資源リサイクル課職員が運転する市有貨物自動車が、県道14号今治港線（今治市米屋町一丁目1番29地先）を直進していたところ、左側から同県道に進入してきた相手方所有の乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 15,955円
受取額 188,813円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月9日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和8年5月1日午前10時30分頃、市道今治駅天保山線（今治市南宝来町一丁目4番15地先）において、相手方所有の乗用自動車が行進中、同市道の街路樹の枯れ枝が落下し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 300,250円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月19日

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 省略 |
| 2 | 事故の概要 | 令和7年6月28日午後4時5分頃、岡村港に接岸中のフェリー「第二せきぜん」の車両甲板において、本市関前支所住民サービス課職員が、相手方所有の原動機付自転車を移動させようとハンドルに触れたところ、同車両のエンジンがかかっており前進したため、船壁に接触し、同車両が破損し、同ハンドルに手を添えていた相手方が負傷した。 |
| 3 | 損害賠償額 | 人的損害に対する支払額 470,460円 |
| 4 | その他 | 物的損害については、令和7年議会第5回報告第11号で報告済 |

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月24日

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 省略 |
| 2 | 事故の概要 | 令和8年3月15日午後6時50分頃、大下港に入港中のフェリー「第二せきぜん」が、機関故障のため後進操作ができず、同港湾内に係留していた相手方所有のプレジャーボートに接触し、同ボートを破損した。 |
| 3 | 損害賠償額 | 支払額 473,000円 |

損害賠償額の決定について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月15日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 相手方 省略（別紙のとおり）
- 2 概要 本市会計年度任用職員として勤務し、又は勤務していた相手方に対し、令和5年度から令和7年度まで未払いとなっていた休日勤務手当（これに相当する報酬を含む。）を令和8年5月29日に支給した。そのため、当該手当の本来の支給日から支払日までの日数に係る遅延損害金の支払いが発生した。
- 3 損害賠償額 支払総額 395,156円（別紙のとおり）

「別 紙」

損害賠償額一覽表

No.	相手方	損害賠償額
1	省略	5,112円
2	省略	8,370円
3	省略	577円
4	省略	7,148円
5	省略	8,964円
6	省略	7,562円
7	省略	3,958円
8	省略	586円
9	省略	4,700円
10	省略	3,770円
11	省略	3,877円
12	省略	5,151円
13	省略	2,893円
14	省略	5,580円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
15	省略	3,099円
16	省略	4,729円
17	省略	3,270円
18	省略	3,504円
19	省略	2,327円
20	省略	3,075円
21	省略	2,804円
22	省略	3,397円
23	省略	3,388円
24	省略	3,752円
25	省略	3,593円
26	省略	5,541円
27	省略	393円
28	省略	4,770円
29	省略	5,935円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
30	省略	6,230円
31	省略	73円
32	省略	6,270円
33	省略	4,254円
34	省略	5,836円
35	省略	5,509円
36	省略	5,190円
37	省略	835円
38	省略	5,419円
39	省略	4,824円
40	省略	5,715円
41	省略	4,290円
42	省略	2,471円
43	省略	3,799円
44	省略	199円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
45	省略	681円
46	省略	2,935円
47	省略	1,351円
48	省略	8,282円
49	省略	4,281円
50	省略	2,377円
51	省略	1,218円
52	省略	542円
53	省略	5,265円
54	省略	3,953円
55	省略	3,773円
56	省略	3,924円
57	省略	4,982円
58	省略	6,185円
59	省略	561円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
60	省略	2,781円
61	省略	2,079円
62	省略	2,483円
63	省略	9,690円
64	省略	6,718円
65	省略	6,630円
66	省略	6,252円
67	省略	6,083円
68	省略	5,332円
69	省略	5,667円
70	省略	5,427円
71	省略	950円
72	省略	562円
73	省略	434円
74	省略	412円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
75	省略	38円
76	省略	4,969円
77	省略	4,773円
78	省略	118円
79	省略	1,554円
80	省略	87円
81	省略	31円
82	省略	204円
83	省略	2,904円
84	省略	1,156円
85	省略	1,790円
86	省略	2,070円
87	省略	503円
88	省略	177円
89	省略	3,624円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
90	省略	4,185円
91	省略	1,771円
92	省略	3,810円
93	省略	2,004円
94	省略	4,555円
95	省略	3,673円
96	省略	4,687円
97	省略	2,405円
98	省略	625円
99	省略	2,683円
100	省略	2,002円
101	省略	2,352円
102	省略	1,558円
103	省略	2,190円
104	省略	714円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
105	省略	2,673円
106	省略	1,439円
107	省略	833円
108	省略	1,987円
109	省略	1,181円
110	省略	749円
111	省略	1,628円
112	省略	1,090円
113	省略	1,395円
114	省略	948円
115	省略	530円
116	省略	1,432円
117	省略	1,295円
118	省略	706円
119	省略	3,098円

損害賠償額一覧表

No.	相手方	損害賠償額
120	省略	2,124円
121	省略	1,470円
122	省略	483円
123	省略	387円
124	省略	771円
125	省略	367円
126	省略	3,253円
127	省略	1,739円
128	省略	2,329円
129	省略	3,488円
合計		395,156円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月16日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和8年4月15日午後2時25分頃、本市維持管課職員が運転する市有乗用自動車が、市道国分稻越線（今治市桜井二丁目11番39地先）において、停車のため左に幅寄せしようとして後退したところ、右後方に停車していた相手方所有の原動機付自転車と接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 43,834円

今治市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月17日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市立視聴覚ライブラリーの位置を変更しようとするもの。

今治市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例

今治市立視聴覚ライブラリー条例(平成17年今治市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第2条中「今治市南大門町二丁目5番地1」を「今治市南宝来町一丁目6番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月21日から施行する。

「参 考」

今治市立視聴覚ライブラリー条例改正条項新旧対照表

新	旧
(設置) 第2条 視聴覚ライブラリーを次のとおり設置する。 名称 今治市立視聴覚ライブラリー 位置 <u>今治市南宝来町一丁目6番地1</u>	(設置) 第2条 視聴覚ライブラリーを次のとおり設置する。 名称 今治市立視聴覚ライブラリー 位置 <u>今治市南大門町二丁目5番地1</u>

今治市青少年センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月17日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市青少年センターの位置を変更しようとするもの。

今治市青少年センター条例の一部を改正する条例

今治市青少年センター条例（平成17年今治市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条中「今治市南大門町二丁目5番地1」を「今治市南宝来町一丁目6番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月21日から施行する。

「参 考」

今治市青少年センター条例改正条項新旧対照表

新	旧
(設置) 第2条 青少年センターを次のとおり設置する。 名称 今治市青少年センター 位置 <u>今治市南宝来町一丁目6番地1</u>	(設置) 第2条 青少年センターを次のとおり設置する。 名称 今治市青少年センター 位置 <u>今治市南大門町二丁目5番地1</u>

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月24日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 省略 |
| 2 | 事故の概要 | 令和8年6月26日午前9時10分頃、農道延喜本谷道路（今治市延喜乙674番地先）に隣接する山林斜面から同農道上に傾いていた樹木が、同農道を走行中の相手方所有の乗用自動車に接触し、同車両を破損した。 |
| 3 | 損害賠償額 | 支払額 66,600円 |

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月27日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和8年6月1日14時30分頃、本市学校給食課職員が運転する市有貨物自動車が、今治市立立花小学校調理場の駐車場（今治市立花町四丁目44番1）において、出庫のため右斜め前に前進したところ、右隣に駐車していた相手方所有の乗用自動車と接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 145,549円

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和8年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 公営企業資金不足比率

（単位 %）

特別会計の名称	令和7年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	—	20.0
今治市簡易水道事業会計	—	
今治市工業用水道事業会計	—	
今治市下水道事業会計	—	

資金不足がない場合「—」と表記している。

2 提出書類

令和7年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。